

身体拘束等の適正化に関する指針

1. 身体拘束等の適正化のための指針作成の目的

株式会社ワイズトラインが運営する事業所がサービスを提供するにあたり、利用者の行動を制限する行為をなくし、やむを得ない状況であってもできる限り制限のない方法を検討するなど「身体拘束等の適正化」に取り組むための指針とすることを目的として作成する。

2. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。

利用者等の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き原則として身体拘束をしないケアの実施に努める。

3. 基本的な考え方

- ①身体拘束は廃止すべきものと考え、廃止に向けて常に努力を行う
- ②安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
- ③やむを得ない場合、利用者・家族に対する十分な説明を持って身体拘束を行う
- ④ケアの本質を考え、創意工夫を忘れず、福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ
- ⑤利用者の人権を一番に考慮する

4. 対象となる具体的な行為

- ①転落しないように椅子やベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ②点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ③脱衣やオムツはずしを制限するために介護衣を着せる
- ④他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る
- ⑤自分の意思で開くことの出来ない居室等に隔離する

5. 身体拘束等適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

◎身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて多種多様な事例の検討及び多角視点からの対策を図るために法人内事業所が連携し「身体拘束等適正化委員会（以下、「委員会」とする）を一体的に設置する。

委員会は年に1回以上開催するものとし、虐待防止委員会や関係する職種等、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議とも一体的に行う場合がある。さらに会議の実施にあたっては、オンライン会議システムを用いる場合がある。

◎委員会の役割

委員会は、身体拘束等の適正化を進めるため、以下のことを行う。

- ①身体拘束等適正化に関する指針等の見直し及び様式の整備
- ②発生した「身体拘束」の状況及び方法等について検討し、適正に行われているかを確認する
- ③身体拘束の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる
- ④報告された事例及び検討結果、対策を職員に周知徹底する
- ⑤教育研修の企画・実施

◎委員会の構成員と身体拘束等の適正化に関する担当者

委員会は、指導監査部の職員で構成する。身体拘束等の適正化に関する担当者は各事業所の管理者とする。

6. 身体拘束等適正化のための職員研修に関する事項

委員会は、職員教育をすすめるために以下の内容について検討、実施する。

- ①新規採用時に身体拘束等の研修の実施
- ②年1回以上の身体拘束等に関する教育を行うための研修を実施
- ③研修の実施内容の記録

7. 法人内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する事項

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、次の手続きに基づき利用者・家族に速やかに説明し、報告を行う。

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に「3要件（※）」の全てを満たしているかについて検討・確認する。

※3要件

- ・切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・非代替性：身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ・一時性：身体拘束が一時的なものであること

②利用者や家族に対しての説明

緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書をもとに身体拘束の必要な理由・方法・拘束の時間帯又は時間・特記すべき心身の状況・拘束の期間等と、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束同意の期間を超えてもなお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態等を確認・説明し、同意を得たうえで実施する。

③拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、利用者・家族に報告する。

④行政への報告、相談

身体拘束を行う場合は、行政担当部局に相談・報告して身体拘束も含めた支援について理解を得るようにする。

8. 身体拘束等が発生した場合の対応方法に関する事項

①事業所内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体拘束等を視認した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで専任担当者への報告を行う。

②当該報告を受けた事業所責任者及び専任担当者は、身体拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い、実態の把握に努める。事業所責任者は、身体拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び家族への謝罪を行い、行政担当部局への報告を行う。

③事業所責任者は委員会において、身体拘束の発生ごとに調査内容、再発防止策について報告を行う。

④委員会は、報告された調査内容及び再発防止策が不十分な場合は、再調査または再検討を事業所責任者に指示する。

9. 利用者等による本方針の閲覧に関する事項

当該指針については、だれでも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページにも掲載するものとする。

10. その他身体拘束等の適正化の推進に関する事項

①身体拘束等をしないケアを提供していくためにケアに関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束をなくしていくよう取り組む。

- ・マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか
- ・事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか
- ・先入観だけで安易に身体拘束等を行っていないか
- ・ケアの中で、本当に他の方法がないか、緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか

②利用者、その家族、利用者の代理人から苦情があった場合は、苦情受付担当者が随時受け付け、苦情解決責任者に報告する。苦情解決責任者は苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努める。

附則

本指針は、令和4年4月1日から施行する。